事業群評価調書（令和７年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部　地域環境課	赤澤　貴光
施策名	4　豊かできれいな海づくり、くらしやすい環境づくりの推進	事業群関係課（室）		
事業群名	②　大気汚染物質対策等の推進	令和６年度事業費（千円）	※下記「２．令和６年度取組実績」の事業費（R6実績）の合計額	60,768

１．計画等概要

（長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025　本文）

県内では、高い濃度のPM2.5や光化学オキシダントが観測されているため、常時監視を行います。

また、工場や事業場等の発生源については、継続的な監視を行います。

※PM〈Particulate matter〉2.5：大気中の浮遊物のうち2.5マイクロメートル（μm）以下の微小な粒子

※光化学オキシダント：大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線で化学反応を起こして発生する刺激性の汚染物質

（取組項目）

ⅰ）工場・事業場の監視指導等による大気環境の保全
ⅱ）大気環境の常時監視
ⅲ）騒音・振動・悪臭の調査

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
	大気環境基準の適合率	目標値①		87%	87%	87%	87%	87%	87%（R7）
		実績値②	87%（H27－R元）	88%	89%	88%	85%		進捗状況
		達成率②／①		101%	102%	101%	97%		遅れ

（進捗状況の分析）

県内の多くの測定局で環境基準を達成したが、令和6年4月に飛来した黄砂の影響によりSPM（浮遊粒子状物質）の環境基準適合率が例年よりも低く、8地点（昨年度比7地点増）で環境基準に適合していなかったこともあり、目標値を達成できなかった。

なお、令和3～5年度は目標値を達成しており、経年的には概ね順調と考えられる。

２．令和６年度取組実績（令和７年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R5実績	R6実績	R7計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業期間	所管課(室)名	事業概要 令和６年度事業内容及び実施状況（令和７年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R5目標	R6目標	R7目標	R5実績	R6実績	達成率	令和６年度事業の成果等
取組項目ⅰⅱⅲ	○	1	大気等調査指導費											●事業内容 ばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設等に対し立入検査を実施する。 有害大気汚染物質に関する環境監視を実施し、有害大気汚染物質による大気汚染状況を確認する。 県民の生活環境を保全するため、騒音・振動・悪臭に関し、西九州新幹線沿線における騒音・振動調査、町の区域内における自動車騒音調査等を実施する。 ●実施状況 ばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設等に対し立入検査を実施し、届出内容の確認、維持管理状況、自主検査結果等を確認した。 県下3地点で有害大気汚染物質に関する環境監視を実施した。 騒音・振動・悪臭に関し、西九州新幹線沿線における騒音・振動調査を県下11地点で、町の区域内における自動車騒音調査を県下2地点で実施した。		【活動指標】 排出基準確認率（%）	100	96	96%	●事業の成果 ・県下施設の排出基準を確認することで、基準を超える排ガスの排出を防ぐことが一定できた。 ・監視測定を全地点で行うことで、有害大気汚染物資による環境基準の達成状況を把握することができた。 ・新幹線及び自動車騒音等の調査を行うことで、沿線における環境基準等の達成状況を把握することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・工場等の排ガスによる大気汚染を監視徹底することで、住民の生活環境の向上に寄与した。 ・有害大気汚染物質の監視測定を徹底することで、住民の生活環境の向上に寄与した。 ・騒音の監視測定を徹底することで、住民の生活環境の向上に寄与した。
							10,173	10,173	3,940								100	95	95%				
							20,495	20,495	5,908								100						
							大気汚染防止法第22条、第26条、環境基本法第16条、騒音規制法第3条、第18条、振動規制法第3条、悪臭防止法第3条									【成果指標】 排出基準の適合率（%）	100	100	100%				
																	100	100	100%				
																	100						
																【活動指標】 新幹線騒音・振動調査の実施地点（地点）	11	11	100%				
																	11	11	100%				
																	11						
			S46-(統合R6-)													【成果指標】 新幹線騒音・振動に係る環境基準等達成率（%）	100	64	64%				
																	100	82	82%				
																	100						
			地域環境課				○	—	—					大気環境等、法で規定するばい煙発生施設等、騒音・振動・悪臭等									

取組項目ii	○	2	大気汚染監視テレメータ運営費（テレメータシステムによる大気汚染常時監視）	38,420	0	3,829	●事業内容 県民の健康を保護し生活環境を保全するため、大気汚染の常時監視を実施する。 ●実施状況 県下11箇所の大気環境測定局でPM2.5等の常時監視を実施した。	【活動指標】 大気汚染常時監視数（測定局数）	11	11	100%	●事業の成果 ・PM2.5等の常時監視を全地点で行うことで、有害大気汚染物資による環境基準の達成状況を把握することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・PM2.5等の常時監視を行うことで、住民の生活環境の向上に寄与した。
				43,762	0	4,336			11	11	100%		
				78,059	0	4,332			11				
				大気汚染防止法第22条				【成果指標】 環境基準達成状況の把握（%）	100	100	100%		
			S53-						100	100	100%		
			地域環境課	○	—	—	大気環境		100				
		3	大気汚染監視テレメータ運営費（PM2.5成分分析）	5,489	0	382	●事業内容 大気汚染防止法に基づく大気環境の常時監視の一環として、PM2.5の成分分析を実施する。 （分析自体はH29年度から実施しているが、令和5年度から主たる項目（無機成分）の測定装置のメーカーサポートが終了するため外部委託へ変更） ●実施状況 PM2.5の成分分析のうち、無機成分の定量測定を外部委託で実施し、採取装置等のメンテナンスを実施した。	【活動指標】 PM2.5分析用検体の採取数（件）	56	56	100%	●事業の成果 ・PM2.5の成分分析を定められた全検体行うことで、県内における状況把握や傾向分析を行うことができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・PM2.5の成分分析を行い、環境省にも情報共有することで、住民の生活環境の向上に寄与した。
				3,092	0	394			56	56	100%		
				3,721	0	393			56				
				大気汚染防止法第22条				【成果指標】 PM2.5を構成する成分のうち、無機成分の定量測定を外部委託した検体数（件）	56	56	100%		
			H29-						56	56	100%		
			地域環境課	○	—	—	大気環境		56				
		4	ダイオキシン類対策事業	3,235	3,235	1,531	●事業内容 ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類濃度の環境監視を実施する。また、ダイオキシン類排出事業場に対し、立入検査を実施する。 ●実施状況 県下11地点でダイオキシン類濃度の環境監視を実施した。また、ダイオキシン類排出事業場に対し、立入検査を実施し、届出内容の確認、維持管理状況、自主検査結果等を確認した。	【活動指標】 ダイオキシン類の測定計画に基づく環境調査地点数(地点)	11	11	100%	●事業の成果 ・監視測定を全地点で行うことで、ダイオキシン類の環境基準の達成状況を把握することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・ダイオキシン類の監視測定を徹底することで、住民の生活環境の向上に寄与した。
				3,741	3,741	1,576			11	11	100%		
				5,051	5,051	1,575			11				
				ダイオキシン類対策特別措置法第26条、第34条				【成果指標】 環境基準達成状況の把握（%）	100	100	100%		
			H12-						100	100	100%		
			地域環境課	○	—	—	大気環境等		100				

3．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	工場・事業場の監視指導等による大気環境の保全	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・大気汚染防止法の排出基準が適用されるばい煙発生施設等における排ガスの自主検査結果から、排出基準への適合状況を確認した。令和6年度は確認した全ての施設において基準に適合していたが、大気環境保全のため、監視を継続する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・大気環境の保全のため、引き続き監視を継続し、基準超過が確認されたら改善指導を行う。
ii	大気環境の常時監視	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・大気汚染防止法に基づき、大気汚染状況の常時監視、有害大気汚染物質やダイオキシン類の環境監視を行い、環境基準の達成状況や経年変化等を把握した。 ・令和6年度はオキシダント注意報の発令及びPM2.5の注意喚起事例はなかったが、県民の健康を保持するため、常時監視を継続する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・今後とも大気汚染状況について監視するとともに、PM2.5や光化学オキシダント等については、県民の健康を保持するため、定められた基準に達した場合は迅速に注意報の発令や注意喚起等を行う。
iii	騒音・振動・悪臭の調査	
	●実績の検証及び解決すべき課題 ・新幹線鉄道騒音・振動、自動車騒音の調査を行い、環境基準の達成状況を把握した。新幹線騒音については11地点中2地点で環境基準を超過しており、公益社団法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及びJR九州に対策を要請した。 ・県民の健康を保持するため、調査を継続する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・今後とも新幹線騒音・振動及び自動車騒音の調査を行うとともに、基準超過が確認された場合は、関係機関への要請等適切に対応する。

４．令和７年度見直し内容及び令和８年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和７年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和７年度の新たな取組は「R７新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和８年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 ⅰ ⅱ ⅲ	○	1	大気等調査指導費 S46-(統合R6-) 地域環境課	新幹線鉄道騒音の類型指定（諫早～県境間）の見直しのため、西九州新幹線（長崎～武雄温泉）沿線のうち該当区間の土地利用状況調査等を行う。	―	・大気汚染防止法では、県の事務として大気環境中の大気汚染物質による大気汚染状況の把握及び公表が規定されており、引き続き環境基準の達成状況や経年変化等を把握する。 ・大気汚染防止法では、県の事務として工場・事業場の監視・指導が規定されており、排出基準の遵守状況の確認を継続する。 ・県は、環境基本法に基づき新幹線鉄道騒音や自動車騒音（町分）に係る環境基準を当てはめる地域の指定を行っていることから、各地域における環境基準の達成状況の確認を継続する。	現状維持
取組項目 ⅱ	○	2	大気汚染監視テレメータ運営費（テレメータシステムによる大気汚染常時監視） S53- 地域環境課	―	―	大気汚染防止法では、県の事務として大気環境中の大気汚染状況の常時監視が規定されており、また、県民の健康を保持するためにも監視体制の維持や必要に応じた注意報等の発令が必要なことから、継続して対応する。	現状維持
		3	大気汚染監視テレメータ運営費（PM2.5成分分析） H29- 地域環境課	―	―	大気汚染防止法では、県の事務として大気環境中の大気汚染状況の常時監視が規定され、その一環として実施しており、継続して対応する。	現状維持
		4	ダイオキシン類対策事業 H12- 地域環境課	―	―	ダイオキシン類対策特別措置法では、県の事務として大気環境中等のダイオキシン類の汚染状況の把握や工場・事業場の監視・指導が規定されており、引き続き環境基準の達成状況や工場・事業場からの排出基準の遵守状況の確認を継続する。	現状維持

注：「２．令和６年度取組実績」に記載している事業のうち、令和６年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための
工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点